

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税6) (所得税:外)(国税3) (個人住民税:外(自動連動))(地方税6)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価額が100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、個人にあつては、その肉用牛の売却により生じた事業所得について所得税及び住民税を免税し、法人にあつては、その肉用牛の売却により生じた利益の額を損金の額に算入する。
			《要望の内容》 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年間延長。 【国税】 ・法人税(令和9年4月1日～令和12年3月31日までの3年間) ・所得税(令和9年1月1日～令和11年12月31日までの3年間) 【地方税】 ・法人住民税、法人事業税、個人住民税(令和10年4月1日～令和13年3月31日までの3年間)
			《関係条項》 (法人) ・租税特別措置法第67条の3 (個人) ・租税特別措置法第25条 ・地方税法附則第6条

5	担当部局	農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年4月～8月 分析対象期間: 令和3年度～令和12年度	
7	創設年度及び改正経緯	創設年度: 昭和42年度(地方税は昭和43年度) 改正経緯 令和5年度: 3年延長 平成23年度: 3年延長、1戸当たりの売却頭数の上限を見直し(2,000頭から1,500頭)、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(交雑種の売却価額の上限を100万円から80万円) 平成20年度: 3年延長、1戸当たりの売却頭数に上限(2,000頭)を設定、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(乳用種の売却価額の上限を100万円から50万円) 平成17年度: 3年延長、適用期間を5年間から3年間に短縮 昭和55年度: 5年延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1頭当たりの売却価額に上限(100万円)を設定	
8	適用又は延長期間	【国税】 ・法人税 (令和9年4月1日～令和12年3月31日までの3年間) ・所得税 (令和9年1月1日～令和11年12月31日までの3年間) 【地方税】 ・法人住民税、法人事業税、個人住民税 (令和10年4月1日～令和13年3月31日までの3年間)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 また、高齢化に伴う離農の進展や、ウクライナ情勢や円安の進行等による飼料やその他資材、エネルギー価格等の高騰を受け、生産コストが上昇する中、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに加え、米国の関税政策等により景気の先行きに不透明感が増すなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。 さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標(牛肉: 1,132億円)の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、生産基盤の強化が不可欠である。 このような中、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画(令和7年4月閣議決定)」(目標年度令和12年度)において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による生産基盤の維持・強化や経営安定の確保を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、中山間地や離島等の条件不利地域における土地の有効活用、食料安全保障の確保、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重

		点品目に選定された牛肉の輸出拡大に資する。 《政策目的の根拠》 「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）」 ・ 「我が国の食料供給」は、国内の農業生産の増大を基本 「国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の「輸出の促進」等により、海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保する」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定め（牛肉：36万トン）ているとともに、 「令和12年度までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（牛肉：1,132億円）とすることを目指す」とされている。 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和7年3月農林水産省策定）」 ・ 「生産現場において生産基盤の維持・強化や経営安定の確保を図ることが重要」「酪農及び肉用牛生産が耕種農業を行うことが困難な中山間地、寒冷地、離島等の条件不利地域における土地利用を可能とすることや、国産飼料に立脚した畜産が「食料安全保障の確保」に資する」とされている。 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和7年5月閣議決定）」 ・ 「日本の強みを有する品目として選定した輸出重点品目について、品目 毎のターゲット国・地域への具体的な輸出目標の達成に向けて、政策資源 を重点的に投入する」とされている。 「農林水産業・地域の活力創造プラン（令和4年6月21日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」 ・ 「我が国農業を持続的に発展させていくためには、海外で高まるニーズを捉え、輸出を更に拡大するとともに、こうした新しい需要にも対応できるよう、中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く生産基盤の強化を図り、農業を国際競争や災害にも負けない足腰の強い産業へとしていくことが必要である。このため、生産基盤強化を目的とする関連政策を重点的に推進する」とされている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農業の持続的な発展 [政策分野] ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	令和 12 年度※の牛肉（部分肉）の生産量 36 万トン ※ 目標年度については、食料・農業・農村基本計画において数値目標が設定されることから令和 12 年度とした（5 年毎に見直し）。 【牛肉（部分肉）生産量の目標】単位：万トン <table><tr><td></td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td></tr><tr><td>生産量</td><td>36.7</td><td>37.3</td><td>35.0</td><td>35.2</td><td>35.4</td><td>35.5</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td><td>令和 12 年度</td></tr><tr><td>生産量</td><td>35.6</td><td>35.8</td><td>35.9</td><td>36.0</td></tr></table> ※ 令和 3 年度～令和 4 年度の目標値は、以前の食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）のもの。令和 5 年度以降の目標値は現行の食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）に即したもので、部分肉ベースの数値。 [測定指標] ・牛肉（部分肉）生産量 ・肉用牛農家の 1 戸当たりの飼養頭数		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	生産量	36.7	37.3	35.0	35.2	35.4	35.5		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	生産量	35.6	35.8	35.9	36.0												
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度																																		
生産量	36.7	37.3	35.0	35.2	35.4	35.5																																		
	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度																																				
生産量	35.6	35.8	35.9	36.0																																				
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するとともに、供給制約によるボトルネックを解消することにより、国産牛肉の輸出拡大にも寄与する。																																				
10	有効性等	①	適用数	【法人】単位：法人、件 <table><tr><td></td><td>令和 3 年度 実績/見込</td><td>令和 4 年度 実績/見込</td><td>令和 5 年度 実績</td><td>令和 6 年度 見込</td><td>令和 7 年度 見込</td></tr><tr><td>適用の範囲</td><td>4,731</td><td>4,934</td><td>5,136</td><td>5,339</td><td>5,542</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>2,021</td><td>1,930</td><td>1,765</td><td>1,857</td><td>1,857</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>令和 8 年度 見込</td><td>令和 9 年度 見込</td><td>令和 10 年度 見込</td><td>令和 11 年度 見込</td><td>令和 12 年度 見込</td></tr><tr><td>適用の範囲</td><td>5,745</td><td>5,948</td><td>6,150</td><td>6,353</td><td>6,556</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>1,857</td><td>1,857</td><td>1,857</td><td>1,857</td><td>1,857</td></tr></table> ・農地所有適格法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 ・前回要望時において想定した令和 5 年度の適用者数は 1,644 件であったが、令和 5 年度の実績は 1,765 件であり、想定を上回った。		令和 3 年度 実績/見込	令和 4 年度 実績/見込	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 見込	令和 7 年度 見込	適用の範囲	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542	適用件数	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857		令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込	令和 10 年度 見込	令和 11 年度 見込	令和 12 年度 見込	適用の範囲	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556	適用件数	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
	令和 3 年度 実績/見込	令和 4 年度 実績/見込	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 見込	令和 7 年度 見込																																			
適用の範囲	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542																																			
適用件数	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857																																			
	令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込	令和 10 年度 見込	令和 11 年度 見込	令和 12 年度 見込																																			
適用の範囲	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556																																			
適用件数	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857																																			

		【個人】 単位：人、件 <table><tr><td></td><td>令和 3 年度 実績/見込</td><td>令和 4 年度 実績/見込</td><td>令和 5 年度 実績</td><td>令和 6 年度 見込</td><td>令和 7 年度 見込</td></tr><tr><td>適用の範囲</td><td>45,950</td><td>42,690</td><td>39,429</td><td>36,169</td><td>32,908</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>17,211</td><td>12,297</td><td>9,796</td><td>16,905</td><td>16,905</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>令和 8 年度 見込</td><td>令和 9 年度 見込</td><td>令和 10 年度 見込</td><td>令和 11 年度 見込</td><td>令和 12 年度 見込</td></tr><tr><td>適用の範囲</td><td>29,647</td><td>26,387</td><td>23,126</td><td>19,866</td><td>16,605</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>16,905</td><td>16,905</td><td>16,905</td><td>16,905</td><td>16,905</td></tr></table> - 農業を営む個人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 - 前回要望時において想定した令和5年度の適用者数は20,369件であったが、令和5年度の実績は9,796件であり、想定を下回った。これは、農家戸数の減少に加え、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに伴い、本特例措置の利用が減ったためと推察される。							令和 3 年度 実績/見込	令和 4 年度 実績/見込	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 見込	令和 7 年度 見込	適用の範囲	45,950	42,690	39,429	36,169	32,908	適用件数	17,211	12,297	9,796	16,905	16,905		令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込	令和 10 年度 見込	令和 11 年度 見込	令和 12 年度 見込	適用の範囲	29,647	26,387	23,126	19,866	16,605	適用件数	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905
	令和 3 年度 実績/見込	令和 4 年度 実績/見込	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 見込	令和 7 年度 見込																																						
適用の範囲	45,950	42,690	39,429	36,169	32,908																																						
適用件数	17,211	12,297	9,796	16,905	16,905																																						
	令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込	令和 10 年度 見込	令和 11 年度 見込	令和 12 年度 見込																																						
適用の範囲	29,647	26,387	23,126	19,866	16,605																																						
適用件数	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905																																						
		【算定根拠】 - 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。 - 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 - 所得税及び個人住民税については同一件数。 - 令和3年度～令和5年度の適用件数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告、第217回国会報告）及び統計年報（国税庁）の値を採用。 - 令和6～12年度の適用件数は、直近7カ年（平成29～令和5年度）の適用数の平均値を採用。 - 適用の範囲は、令和2年及び平成27年の農林業センサス（農林水産省）の数値を用いた推計値であることから見込である。 - 適用の範囲、適用件数の算出根拠は別添2～6のとおり。																																									
②	適用額	【法人】 単位：百万円 <table><tr><td></td><td>令和 3 年度 実績</td><td>令和 4 年度 実績</td><td>令和 5 年度 実績</td><td>令和 6 年度 見込</td><td>令和 7 年度 見込</td></tr><tr><td>適用額</td><td>36,154</td><td>28,734</td><td>22,472</td><td>32,074</td><td>32,074</td></tr><tr><td></td><td>令和 8 年度 見込</td><td>令和 9 年度 見込</td><td>令和 10 年度 見込</td><td>令和 11 年度 見込</td><td>令和 12 年度 見込</td></tr><tr><td>適用額</td><td>32,074</td><td>32,074</td><td>32,074</td><td>32,074</td><td>32,074</td></tr></table>							令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 見込	令和 7 年度 見込	適用額	36,154	28,734	22,472	32,074	32,074		令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込	令和 10 年度 見込	令和 11 年度 見込	令和 12 年度 見込	適用額	32,074	32,074	32,074	32,074	32,074												
	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 見込	令和 7 年度 見込																																						
適用額	36,154	28,734	22,472	32,074	32,074																																						
	令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込	令和 10 年度 見込	令和 11 年度 見込	令和 12 年度 見込																																						
適用額	32,074	32,074	32,074	32,074	32,074																																						

		・ 前回要望時において想定した令和５年度の適用額は 32,379 百万円であったが、令和５年度の実績は 22,472 百万円であり、想定を下回った。																																																																																				
		【算定根拠】 ・ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。 ・ 令和３年度～令和５年度の法人税の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会報告、第 213 回国会報告、第 217 回国会報告）の値を採用。 ・ 令和６年度～令和 12 年度の適用額は、直近 7 カ年（平成 29 ～令和５年度）の適用額平均値を採用。 ・ 適用額の算出根拠は別添 2 ～ 4 のとおり。 ・ 適用額については法人税、法人住民税、法人事業税で同一である。																																																																																				
③	減収額	【法人】 単位：百万円 <table><tr><td></td><td>令和 ３年度 実績</td><td>令和 ４年度 実績</td><td>令和 ５年度 実績</td><td>令和 ６年度 見込</td><td>令和 ７年度 見込</td></tr><tr><td>法人税</td><td>2,000</td><td>1,000</td><td>700</td><td>1,929</td><td>1,929</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>587</td><td>467</td><td>365</td><td>743</td><td>743</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>3,175</td><td>2,487</td><td>2,021</td><td>2,831</td><td>2,831</td></tr><tr><td>減収額計</td><td>5,762</td><td>3,954</td><td>3,086</td><td>5,502</td><td>5,502</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>令和 ８年度 見込</td><td>令和 ９年度 見込</td><td>令和 10 年度 見込</td><td>令和 11 年度 見込</td><td>令和 12 年度 見込</td></tr><tr><td>法人税</td><td>1,929</td><td>1,929</td><td>1,929</td><td>1,929</td><td>1,929</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>743</td><td>743</td><td>743</td><td>743</td><td>743</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>2,831</td><td>2,831</td><td>2,831</td><td>2,831</td><td>2,831</td></tr><tr><td>減収額計</td><td>5,502</td><td>5,502</td><td>5,502</td><td>5,502</td><td>5,502</td></tr></table> 【個人】 単位：百万円 <table><tr><td></td><td>令和 ３年度 実績</td><td>令和 ４年度 実績</td><td>令和 ５年度 実績</td><td>令和 ６年度 見込</td><td>令和 ７年度 見込</td></tr><tr><td>所得税</td><td>9,175</td><td>3,676</td><td>2,973</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>個人住民税</td><td>6,105</td><td>3,073</td><td>2,067</td><td>6,067</td><td>6,067</td></tr><tr><td>減収額計</td><td>15,280</td><td>6,749</td><td>5,040</td><td>9,067</td><td>9,067</td></tr></table>		令和 ３年度 実績	令和 ４年度 実績	令和 ５年度 実績	令和 ６年度 見込	令和 ７年度 見込	法人税	2,000	1,000	700	1,929	1,929	法人住民税	587	467	365	743	743	法人事業税	3,175	2,487	2,021	2,831	2,831	減収額計	5,762	3,954	3,086	5,502	5,502		令和 ８年度 見込	令和 ９年度 見込	令和 10 年度 見込	令和 11 年度 見込	令和 12 年度 見込	法人税	1,929	1,929	1,929	1,929	1,929	法人住民税	743	743	743	743	743	法人事業税	2,831	2,831	2,831	2,831	2,831	減収額計	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502		令和 ３年度 実績	令和 ４年度 実績	令和 ５年度 実績	令和 ６年度 見込	令和 ７年度 見込	所得税	9,175	3,676	2,973	3,000	3,000	個人住民税	6,105	3,073	2,067	6,067	6,067	減収額計	15,280	6,749	5,040	9,067	9,067
	令和 ３年度 実績	令和 ４年度 実績	令和 ５年度 実績	令和 ６年度 見込	令和 ７年度 見込																																																																																	
法人税	2,000	1,000	700	1,929	1,929																																																																																	
法人住民税	587	467	365	743	743																																																																																	
法人事業税	3,175	2,487	2,021	2,831	2,831																																																																																	
減収額計	5,762	3,954	3,086	5,502	5,502																																																																																	
	令和 ８年度 見込	令和 ９年度 見込	令和 10 年度 見込	令和 11 年度 見込	令和 12 年度 見込																																																																																	
法人税	1,929	1,929	1,929	1,929	1,929																																																																																	
法人住民税	743	743	743	743	743																																																																																	
法人事業税	2,831	2,831	2,831	2,831	2,831																																																																																	
減収額計	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502																																																																																	
	令和 ３年度 実績	令和 ４年度 実績	令和 ５年度 実績	令和 ６年度 見込	令和 ７年度 見込																																																																																	
所得税	9,175	3,676	2,973	3,000	3,000																																																																																	
個人住民税	6,105	3,073	2,067	6,067	6,067																																																																																	
減収額計	15,280	6,749	5,040	9,067	9,067																																																																																	

				<table border="1"> <tr> <th></th><th>令和 8 年度 見込</th><th>令和 9 年度 見込</th><th>令和 10 年度 見込</th><th>令和 11 年度 見込</th><th>令和 12 年度 見込</th></tr> <tr> <td>所得税</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr> <tr> <td>個人住民税</td><td>6,067</td><td>6,067</td><td>6,067</td><td>6,067</td><td>6,067</td></tr> <tr> <td>減収額計</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td></tr> </table>		令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込	令和 10 年度 見込	令和 11 年度 見込	令和 12 年度 見込	所得税	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	個人住民税	6,067	6,067	6,067	6,067	6,067	減収額計	9,067	9,067	9,067	9,067	9,067				
	令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込	令和 10 年度 見込	令和 11 年度 見込	令和 12 年度 見込																											
所得税	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000																											
個人住民税	6,067	6,067	6,067	6,067	6,067																											
減収額計	9,067	9,067	9,067	9,067	9,067																											
【算定根拠】 - 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。 - 令和3年度～令和5年度の法人税の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告、第217回国会報告）の値は損金算入額であるため、租税特別措置の増減収額試算の値を採用。 - 令和3年度～令和5年度の法人住民税及び法人事業税の減収額は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の値を採用。 - 令和6年度～令和12年度の法人税、法人住民税、法人事業税ともに、直近7カ年（平成29～令和5年度）の減収額の平均値を採用。 - 法人の減収額計は法人税、法人住民税及び法人事業税の合計（各税の減収額は別添2～4のとおり）。 - 令和3年度～令和5年度の所得税の減収額は、統計年報（国税庁）の値を採用。 - 令和3年度～令和5年度の個人住民税の減収額は、統計年報（国税庁）の特例措置を適用した肉用牛の売却所得金額に住民税10%を乗じた値を採用。 - 令和6年度～令和12年度の所得税の減収額は、法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額（令和7年度）の値を採用。 - 令和6年度～令和12年度の個人住民税の減収額は、直近7カ年（平成29～令和5年度）の減収額の平均値を採用 - 個人の減収額計は所得税、個人住民税の合計（各税の減収額は別添5及び6のとおり）。																																
	④	効果		《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 【牛肉（部分肉）生産量】 単位：万トン、% <table border="1"> <tr> <th></th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr> <tr> <td>目標</td><td>34.8</td><td>35.3</td><td>35.0</td><td>35.2</td><td>35.4</td><td>35.5</td></tr> <tr> <td>実績/見込</td><td>33.6</td><td>34.8</td><td>35.1</td><td>35.3</td><td>35.5</td><td>35.8</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>96.6</td><td>98.9</td><td>100.3</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td></tr> </table>		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	目標	34.8	35.3	35.0	35.2	35.4	35.5	実績/見込	33.6	34.8	35.1	35.3	35.5	35.8	達成度	96.6	98.9	100.3	100.0	100.0	100.0
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度																										
目標	34.8	35.3	35.0	35.2	35.4	35.5																										
実績/見込	33.6	34.8	35.1	35.3	35.5	35.8																										
達成度	96.6	98.9	100.3	100.0	100.0	100.0																										

	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
目標	35.6	35.8	35.9	36.0
見込	36.0	36.3	36.5	36.8
達成度	100.0	100.0	100.0	100.0

特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

牛肉の生産量は前年度を上回って推移しているものの、令和3年度及び令和4年度は目標を達成できなかった。この主な要因として、肉用牛繁殖雌牛は増加傾向で推移し、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用牛子牛生産者の高齢化等の進展により小規模層を中心に飼養戸数が減少したため、牛肉生産量の大幅な増加にはならなかったことが考えられるが、令和6年度において、目標とした牛肉生産量 35.2 万トンに対し、実績は 35.3 万トンと同水準となった。

また、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用子牛生産者の高齢化の進展等による小規模層を中心とした飼養戸数の減少により、牛肉生産の基盤である肉用牛繁殖雌牛が減少している。

【肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数】

単位：頭

	令和 3 年 実績	令和 4 年 実績	令和 5 年 実績	令和 6 年 実績
1戸当たりの 飼養頭数	61.9	64.7	69.6	73.2

【肉用牛農家の繁殖雌牛の飼養頭数】

単位：千頭

	令和 3 年 実績	令和 4 年 実績	令和 5 年 実績	令和 6 年 実績
繁殖雌牛 飼養頭数	633	637	645	640

「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(令和6年)」「(食肉鶏卵課実施)では、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てたと回答した者の割合は個人全体の 87%、法人全体の 81%を占める結果であり、税負担の軽減分は規模拡大に向けた投資に向けられている。また、今後の本特例措置の税負担の軽減分の活用見込みについても、同様に「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てる予定と回答した者の割合が個人全体の 87%、法人全体の 82%を占める結果であった。

このような中、引き続き、本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなり、これを通じて肉

用牛経営の安定と中長期的な肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

- ・ 牛肉生産量の令和3年度～令和4年度の目標値は、以前の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）のもの。令和5年度以降の目標値は現行の食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に即したものである。
- ・ 牛肉生産量の令和3年度～令和6年度の実績値は、農林水産省「食肉流通統計」。
- ・ 令和7年度以降の見込値は、令和4年度から令和6年度の牛肉生産量の平均増加率0.7%を基に試算。
- ・ 1戸当たりの飼養戸数および飼養頭数は、農林水産省「畜産統計」より。

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置の要望に当たり実施した肉用牛経営者を対象とした実態調査（有効回答数約1,700件）によれば、特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量（推計）が増加し規模拡大が進んでおり、非適用者と比較して、個人では約2倍、法人では約5.1倍の水準にある。

【特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数等の推移】

	単位	令和 5年 実績	令和 6年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数（個人）	頭	25.8	33.4	129.5%
1戸当たりの牛肉生産量（個人）	トン	7.7	9.8	127.0%
1戸当たりの頭数（法人）	頭	782.0	811.4	103.6%
1戸当たりの牛肉生産量（法人）	トン	234.2	238.3	101.8%

【特例措置非適用者（※1）の1戸当たりの飼養頭数等の推移】

	単位	令和 5年 実績	令和 6年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数（個人）	頭	18.0	16.5	91.7%
1戸当たりの牛肉生産量（個人）	トン	5.4	4.8	89.9%
1戸当たりの頭数（法人）	頭	156.8	159.3	101.6%
1戸当たりの牛肉生産量（法人）	トン	47.0	47.1	100.3%

また、本特例措置の適用者と非適用者について、補助金の利活用を含めた外部環境は同一である（※２）と考えられることから、それぞれの増頭数の差である個人で 6.1 頭、法人で 26.9 頭が本特例措置の直接的な効果と考えている。

【特例措置適用者・非適用者の 1 戸当たりの飼養頭数の推移】

区分		単位	令和 5 年度	令和 6 年度	増加頭数
特例措置適用者	個人	頭	25.8	33.4	7.6
	法人	頭	782.0	811.4	29.4
特例措置非適用者	個人	頭	18.0	16.5	1.5
	法人	頭	156.8	159.3	2.5

飼養戸数が減少する中、飼養頭数の増加を支えているのは各経営体の規模拡大（1 戸当たり飼養頭数の増大）であり、牛肉生産量の目標達成に向けて、直近の牛肉生産量の増加基調を維持・向上する必要があり、特例措置の適用者による規模拡大が不可欠と考えられる。

今後も、引き続き本措置を講ずることで、特例措置適用者においては、非適用者に比して積極的に規模拡大が図られる。また、特例措置適用者数は 1 ～ 2 万件程度で推移しており、本特例措置は、国産牛肉の安定供給に貢献している。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

- ・ 1 戸当たりの飼養頭数
農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和 6 年）」より。
- ・ 1 戸当たりの牛肉生産量(推計)
 $(1 \text{ 戸当たりの飼養頭数}) \times (\text{飼養頭数のうち販売される頭数の割合}) \times (1 \text{ 頭当たりの平均枝肉重量})$
- ・ 飼養頭数のうち販売される頭数の割合（1 戸当たりの平均）
畜産物生産費統計より、1 経営体当たりの平均販売頭数を平均飼養頭数で除して算出
- ・ 1 頭当たりの平均枝肉重量
食肉流通統計より、年間の取引枝肉重量の合計を取引頭数で除して算出

(※ 1) 特例措置非適用者

実態調査において特例措置を利用しなかった者（赤字経営であった者、総合課税を選択した者等は含まない）

(※ 2) 補助金の利活用を含めた外部環境は同一

特例措置の利用有無や個人・法人に関わらず、多くの肉用牛農家は経営安定対策に加入しており、また、規模拡大に資する補助金も含め各種事業に参加する機会は平等なことから、補助金の利活用を含めた外部環境は同一と考える。

		《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
	⑤ 税収減を是認する理由等	《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：令和3年度～令和12年度) <経済波及効果の試算> 令和5年度の法人における推定減収額3,386百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使用された割合(81%)に当たる2,743百万円の肉用牛生産に投資したことによる経済波及効果は、生産誘発額として、約6,729百万円となる。 生産誘発額の内訳 第1次波及効果 ・(直接効果)肉用牛部門の生産増加額2,623百万円 ・(間接効果)飼料・運輸等での生産増加額4,107百万円 ※ 経済波及効果の計算方法として、「令和2年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表の逆行列係数(100部門)」を使用 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添1-1参照 ※ アンケート調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(令和6年度農林水産省食肉鶏卵課実施)」を使用 経済波及効果は約6,729百万円と推定減収額の3,386百万円を上回るため、是認できる。 また、令和7年度以降の法人における推定減収額5,545百万円のうち、実態調査において、本税制措置により免税された金額のこれからの活用先として、生産性向上、規模拡大、施設整備に充てられる割合(82%)に当たる4,547百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約11,155百万円となる。 生産誘発額の内訳 第1次波及効果 ・(直接効果)肉用牛部門の生産増加額4,347百万円 ・(間接効果)飼料・運輸等での生産増加額6,807百万円 経済波及効果は約11,155百万円と推定減収額の5,545百万円を上回るため、是認できる。 よって、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【法人】

単位：百万円

	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 見込
減収額	5,762	3,954	3,386	5,545
経済波及効果	11,449	7,858	6,729	11,155

	令和 7 年度 見込	令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込	令和 10 年度 見込
減収額	5,545	5,545	5,545	5,545
経済波及効果	11,155	11,155	11,155	11,155

	令和 11 年度 見込	令和 12 年度 見込
減収額	5,545	5,545
経済波及効果	11,155	11,155

一方、個人においても同様に試算すると、令和5年度の推定減収額 5,040 百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合（87％）に当たる 4,385 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 10,757 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第1次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 4,193 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産額増加額 6,565 百万円

経済波及効果は約 10,757 百万円と推定減収額の 5,040 百万円を上回るため、是認できる。

また、令和7年度以降の個人における推定減収額 9,067 百万円のうち、実態調査において、本税制措置により免税された金額のこれからの活用先として、生産性向上、規模拡大、施設整備に充てられる割合（87％）に当たる 7,888 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 19,351 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第1次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 7,542 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産額増加額 11,809 百万円

経済波及効果は約 19,351 百万円と推定減収額の 5,040 百万円に対し、上回るため是認できる。

※ 経済波及効果の計算方法として、「令和2年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表の逆行列係数（100部門）」を使用

※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添1－2参照

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和6年）」より。

よって、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【個人】 単位：百万円

	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 実績	令和 6年度 見込
減収額	15,280	6,749	5,040	9,067
経済波及効果	32,613	14,405	10,757	19,351

	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込
減収額	9,067	9,067	9,067	9,067
経済波及効果	19,351	19,351	19,351	19,351

	令和 11年度 見込	令和 12年度 見込
減収額	9,067	9,067
経済波及効果	19,351	19,351

本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業の発展等を通じた地域の雇用と所得の創出に資するため、関連産業を含め多大な経済波及効果があると見込まれる。

11

相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山村振興地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。

これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農の進展や、ウクライナ情勢や円安の進行等による飼料やその他資材、エネルギー価格等の高騰を受け、生産コストが上昇する中、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに加え、米国の関税政策等により景気の先行きに不透明感が増すなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。

さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度

			までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：3,600億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。 このため、本特例措置により自己資本の充実を図ることで経営全体を下支し、肉用牛農家の経営の安定を図り、中山間地や離島等の条件不利地域における土地の有効活用し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。 また、肉用牛肥育経営安定交付金制度では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金として交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が一時的に大きく悪化した際に離農を防ぐためのセーフティーネットとして機能している。 一方、本特例措置は、牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受ける肉用牛経営において、前向きな投資による規模拡大等による生産効率の向上によって経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	肉用牛経営は、畑作物等の耕種経営が困難な離島、山村振興地域等の条件不利地域を含め、林地や傾斜地における草資源を利用した飼養等により国土の保全・有効活用に資する。 また、肉用牛はと畜後の加工・流通など関連産業の裾野が広く地域の雇用創出に貢献し地域経済の活力維持に資するものである。加えて、都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の振興を図っており、その実現を図るためにも地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 農水 03)

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(法人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
令和3年度	肉用牛 (4,667)		
令和4年度	肉用牛 (3,203)		
令和5年度	肉用牛 (2,743)		
令和6年度	肉用牛 (4,491)		
令和7年度	肉用牛 (4,547)		
令和8年度	肉用牛 (4,547)		
令和9年度	肉用牛 (4,547)		
令和10年度	肉用牛 (4,547)		
令和11年度	肉用牛 (4,547)		
令和12年度	肉用牛 (4,547)		

別添1-2

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(個人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
令和3年度	肉用牛 (13,294)		
令和4年度	肉用牛 (5,872)		
令和5年度	肉用牛 (4,385)		
令和6年度	肉用牛 (7,888)		
令和7年度	肉用牛 (7,888)		
令和8年度	肉用牛 (7,888)		
令和9年度	肉用牛 (7,888)		
令和10年度	肉用牛 (7,888)		
令和11年度	肉用牛 (7,888)		
令和12年度	肉用牛 (7,888)		

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	法人税
根拠法	措法 67 の 3

1 適用実績及び適用見込み

	3 年度 実績/ 一部推計	4 年度 実績/ 一部推計	5 年度 実績/ 一部推計	6 年度 見込み	7 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542
適用件数 (件)	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857
適用額 (千円)	36,154,183	28,733,792	22,472,342	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	2,000,000	1,000,000	700,000	1,928,571	1,928,571
1 件あたり 減収額 (千円)	990	518	1,093	1,038	1,038
	8 年度 見込み	9 年度 見込み	10 年度 見込み	11 年度 見込み	12 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556
適用件数 (件)	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
適用額 (千円)	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	1,928,571	1,928,571	1,928,571	1,928,571	1,928,571
1 件あたり 減収額 (千円)	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
- ② 適用件数 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額 (3～5 年度) : 「租税特別措置の増減収額試算 (財務省)」

(2) 適用見込み

① 対象者数(3～12年度) :

$(4,528^{※1} - 3,514^{※2}) \div 5 = 202.8$ … 1年当たりの増加数

1年当たり202.8人増加する見込みで推計

※1「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

② 適用件数(6～12年度) : 直近7カ年(29～5年度)の適用件数の平均

(29年度: 1,708件、30年度: 1,776件、元年度: 1,909件、2年度: 1,893件、3年度: 2,021件、4年度: 1,930件、5年度: 1,765件)

③ 適用額(6～12年度) : 直近7カ年(29～5年度)の適用件数の平均

(29年度: 34,106,372千円、30年度: 33,861,750千円、元年度: 37,834,266千円、2年度: 32,058,613千円、3年度: 36,154,183千円、4年度: 28,733,792千円、5年度: 22,472,342千円)

④ 減収額(6～12年度) : 直近7カ年(29～5年度)の減収額の平均

(29年度: 2,700,000千円、30年度: 2,500,000千円、元年度: 2,600,000千円、2年度: 2,000,000千円、3年度: 2,000,000千円、4年度: 1,000,000千円、5年度: 700,000千円)

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	法人住民税
根拠法	地法 51、措法 67 の 3

1 適用実績及び適用見込み

	3 年度 実績/ 一部推計	4 年度 実績/ 一部推計	5 年度 実績/ 一部推計	6 年度 実績/ 一部推計	7 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542
適用件数 (件)	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857
適用額 (千円)	36,154,183	28,733,792	22,472,342	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	587,144	466,636	364,951	742,971	742,971
1 件あたり 減収額 (千円)	291	242	207	400	400
	8 年度 見込み	9 年度 見込み	10 年度 見込み	11 年度 見込み	12 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556
適用件数 (件)	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
適用額 (千円)	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	742,971	742,971	742,971	742,971	742,971
1 件あたり 減収額 (千円)	400	400	400	400	400

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
- ② 適用件数 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額 (3～5 年度) : 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)」

(2) 適用見込み

① 対象者数(3～12年度) :

$(4,528^{※1} - 3,514^{※2}) \div 5 = 202.8$ … 1年当たりの増加数

1年当たり202.8人増加する見込みで推計

※1「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

② 適用件数(6～12年度) : 直近7カ年(29～5年度)の適用件数の平均

(29年度: 1,708件、30年度: 1,776件、元年度: 1,909件、2年度: 1,893件、3年度: 2,021件、4年度: 1,930件、5年度: 1,765件)

③ 適用額(6～12年度) : 直近7カ年(29～5年度)の適用件数の平均

(29年度: 34,106,372千円、30年度: 33,861,750千円、元年度: 37,834,266千円、2年度: 32,058,613千円、3年度: 36,154,183千円、4年度: 28,733,792千円、5年度: 22,472,342千円)

④ 減収額(6～12年度) : 直近7カ年(29～5年度)の減収額の平均

(29年度: 1,029,535千円、30年度: 1,017,784千円、元年度: 1,132,303千円、2年度: 602,445千円、3年度: 587,144千円、4年度: 466,636千円、5年度: 364,951千円)

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	法人事業税
根拠法	地法 72、措法 67 の 3

1 適用実績及び適用見込み

	3 年度 実績/ 一部推計	4 年度 実績/ 一部推計	5 年度 実績/ 一部推計	6 年度 実績/ 一部推計	7 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542
適用件数 (件)	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857
適用額 (千円)	36,154,183	28,733,792	22,472,342	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	3,174,543	2,487,352	2,021,431	2,830,634	2,830,634
1 件あたり 減収額 (千円)	1,571	1,289	1,145	1,524	1,524
	8 年度 見込み	9 年度 見込み	10 年度 見込み	11 年度 見込み	12 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556
適用件数 (件)	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
適用額 (千円)	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	2,830,634	2,830,634	2,830,634	2,830,634	2,830,634
1 件あたり 減収額 (千円)	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : ー
- ② 適用件数 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額 (3～5 年度) : 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)」

(2) 適用見込み

① 対象者数(3～12年度) :

$(4,528^{※1} - 3,514^{※2}) \div 5 = 202.8$ … 1年当たりの増加数

1年当たり202.8人増加する見込みで推計

※1「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

② 適用件数(6～12年度) : 直近7カ年(29～5年度)の適用件数の平均

(29年度:1,708件、30年度:1,776件、元年度:1,909件、2年度:1,893件、3年度:2,021件、4年度:1,930件、5年度:1,765件)

③ 適用額(6～12年度) : 直近7カ年(29～5年度)の適用額の平均

(29年度:34,106,372千円、30年度:33,861,750千円、元年度:37,834,266千円、2年度:32,058,613千円、3年度:36,154,183千円、4年度:28,733,792千円、5年度:22,472,342千円)

④ 減収額(6～12年度) : 直近7カ年(29～5年度)の減収額の平均

(29年度:3,013,318千円、30年度:2,996,363千円、元年度:3,340,792千円、2年度:2,780,638千円、3年度:3,174,543千円、4年度:2,487,352千円、5年度:2,021,431千円)

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	所得税
根拠法	措法 25

1 適用実績及び適用見込み

	3 年度 実績/ 一部推計	4 年度 実績/ 一部推計	5 年度 実績/ 一部推計	6 年度 見込み	7 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	45,950	42,690	39,429	36,169	32,908
適用件数 (件)	17,211	12,297	9,796	16,905	16,905
減収額合計 (千円)	9,175,000	3,676,000	2,973,000	3,000,000	3,000,000
1 件あたり 減収額 (千円)	533	299	303	177	177
	8 年度 見込み	9 年度 見込み	10 年度 見込み	11 年度 見込み	12 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	29,647	26,387	23,126	19,866	16,605
適用件数 (件)	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905
減収額合計 (千円)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
1 件あたり 減収額 (千円)	177	177	177	177	177

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
- ② 適用件数 (3～5 年度) : 「統計年報 (国税庁)」
- ③ 減 収 額 (3～5 年度) : 「統計年報 (国税庁)」

(2) 適用見込み

- ① 対象者数 (3～12 年度) :
 $(65,514^{※1} - 49,211^{※2}) \div 5 = 3,260.6 \cdots$ 1 年当たりの減少数
1 年当たり 3,260.6 人減少する見込みで推計
- ※1 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ※2 「令和 2 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数 (7～12 年度) : 直近 7 か年 (29～5) の適用件数の平均
(29 年度 : 21,282 件、30 年度 : 20,923 件、元年度

(別添5)

：19,452 件、2 年度：17,374 件、3 年度：17,211
件、4 年度：12,297 件、5 年度：9,796 件)

③ 減 収 額（7～12 年度）：財務省「法人税関係以外の租税特別措置法の増減収
見込額（令和 7 年 8 月）」

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	個人住民税
根拠法	地法附 6

1 適用実績及び適用見込み

	3 年度 実績/ 一部推計	4 年度 実績/ 一部推計	5 年度 実績/ 一部推計	6 年度 実績/ 一部推計	7 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	45,950	42,690	39,429	36,169	32,908
適用件数 (件)	17,211	12,297	9,796	16,905	16,905
減収額合計 (千円)	6,104,500	3,073,200	2,067,300	6,066,629	6,066,629
1 件あたり 減収額 (千円)	355	250	211	359	359
	8 年度 見込み	9 年度 見込み	10 年度 見込み	11 年度 見込み	12 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	29,647	26,387	23,126	19,866	16,605
適用件数 (件)	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905
減収額合計 (千円)	6,066,629	6,066,629	6,066,629	6,066,629	6,066,629
1 件あたり 減収額 (千円)	359	359	359	359	359

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
- ② 適用件数 (3～5 年度) : 「統計年報 (国税庁)」
- ③ 減 収 額 (3～5 年度) : $[\text{総所得金額等額}^{\ast 1}] \times [\text{税率 (都道府県、市町村)}^{\ast 2}]$
- ※ 1 「統計年報 (国税庁)」 ※ 2 都道府県 4 %、市町村 6 %

(2) 適用見込み

- ① 対象者数 (3～12 年度) :
 $(65,514^{\ast 1} - 49,211^{\ast 2}) \div 5 = 3,260.6 \cdots$ 1 年当たりの減少数
 1 年当たり 3,260.6 人減少する見込みで推計
- ※ 1 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ※ 2 「令和 2 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

- ② 適用件数（7～12年度）：直近7か年（29～5）の適用件数の平均
（29年度：21,282件、30年度：20,923件、元年度：19,452件、2年度：17,374件、3年度：17,211件、4年度：12,297件、5年度：9,796件）
- ③ 減収額（7～12年度）：直近7か年（29～5）の適用件数の平均
（29年度：9,676,000千円、30年度：8,479,100千円、元年度：7,571,100千円、2年度：5,495,200千円、3年度：6,104,500千円、4年度：3,073,200千円、5年度：2,067,300千円）